

(仮称) 三木市ポイ捨て等の防止に関する条例（案）
に係るパブリックコメント募集の結果

平成19年11月に、三木市ポイ捨て等の防止に関する条例についてのご意見を募集したところ、パブリックコメントを募集したところ、30件のご意見をいただきました。

ご意見の内容とそれに対する市の考え方をお知らせします。

意見の趣旨及びそれに対する市の考え方(同じ趣旨の意見は一括)

意見の趣旨	市の考え方
「三木市ごみの投げ捨て等のめいわく条例」のように、市民が気づきやすく目立つ名称が良い。	条例の内容を簡潔にわかりやすく表現した名称にしたいと考えています。
スーパーやコンビニで買ったペットボトル、アルミ缶・スチール缶をコンビニで回収し、私たちが持ち込めば、例えば10～20円お金が返ってくるようなシステムを作ってはどうでしょうか。あるいは、ペットボトルや缶を回収できる機械を置くというのはどうでしょうか。	ご意見のようなシステムは、資源回収の仕組の一つであり、ごみのポイ捨て防止とは異なる目的のものと考えます。
「他人に火傷又は衣服の焼け焦げの危害を与えるおそれのある場所を除く」という文言は、喫煙してもよい公共の場所を示していると思いますが、このような場所でのポイ捨てを防ぐ意味から「必ず携帯灰皿等を用いること」を条例化していただきたい。	街頭キャンペーンや広報紙、ホームページなどを通じて、携帯灰皿等の携行についても啓発を進めます。
運動させる場合は、ふん、尿処理用具の携帯を義務付ける。犬は、運動時に必ず、ふん、尿をします。	飼い犬のふんの放置を禁止しますので、おのずと、ふんを持ち帰るための用具が必要となります。また、尿については、処理方法が確立されていないため規制することは、難しいと考えています。
人に危害を加えることのないよう、リード（鎖）の長さの限定を条例に明文化可能かど	人への危害については、他の法令で規定されています。飼い犬を鎖等で制御せずに移動

うか検討していただきたい。	又は運動させる行為を禁止しているのは、ふんをした場所が分からず、放置されることを防止するためです。
ふんの放置だけでなく、尿を民家の塀や家屋にさせることを禁止してください。	尿の処理方法が確立されていないため、規制することは、難しいと考えています。
公共の場所(公園など)の立札、飛び出し防 止看板等へのいたずら、破損行為を禁止内容 に加える。公園などの立札等がいたずら目的 の対象になりこわされて放置ごみと化して いる。	立札、看板等の破損行為は、刑法の器物損 壊罪になります。また、公園などの破損され た立札や看板等は、管理者が処理することに なります。
公園等児童が遊ぶ所への動物散歩禁止に しては。	動物を連れていることを理由として公園 等の立入を禁止することは、できないと考 えます。
猫の取締りも考えてほしい。ふん害、花壇 荒し等困っている。	猫は、その習性から、規制することが難し いと考えます。
放置場所周辺地域の飼い主に対して共同 での処理義務を課す。	共同責任を負わせることはできません。
<ul style="list-style-type: none"> ・違反者を、誰が何処へ知らせるか。誰が指 導、勧告、命令を下すか。何処へ罰金を払 うか示してほしい。 ・誰が監視注意するのですか。 ・違反者の現認は、だれが、どのような方法 ですか。 ・通報者の保護が明確にされていない。 ・どのように監視するのか、実質的な罰則に なるのか、曖昧にせずきちんと明確にして いただきたい。 	<p>市長が指定する職員が、違反者を見つけた 場合に、指導、勧告、命令を書面又は口頭で 行います。罰金は、検察庁に納め、国の雑収 入となります。</p> <p>この条例は、清潔で快適な生活環境の実現 のため、市民や事業者と市が、力をあわせて 取組みを進めることをねらいとしており、住 民同士の監視をねらいとするものではありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・罰金、厳罰をするのに大賛成。 ・依然として、目につきにくい所で不法投棄 があり取締り強化をお願いしたい。 	この条例をきっかけとして、市民、事業者 とともに啓発や指導に重点をおいて取り組 んでいきたいと考えています。
市役所周辺、学校等公共地域では、即罰金 徴収も考えてもらいたい。	ごみの投げ捨て、飼い犬を鎖(リード)で 制御しなかったり、ふんを放置したりする禁 止行為に対して、直ちに罰則を科すよりも、 まず、指導、勧告又は命令をすることによっ

	<p>て、その人が自らの行為を正すよう促すこととしています。</p>
<p>企業（事業所）の建物の周りやごみの投げ捨てが目立つ地域には、企業や地域にもペナルティを課すべきではないでしょうか。</p>	<p>企業の建物周辺あるいは地域にごみのポイ捨てが多いことを理由として、その企業や地域の責任とすることは、できないと考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・本条例が制定されることは大変喜ばしいと思います。 ・条例化大賛成。 ・条例の内容及び制定に賛成します。 ・条例化の概要等は賛成するが、設定してもあまり効果が期待できない。 ・ポイ捨ての現場の写真を募集して「広報みき」で公開し、市民に考えてもらう。市民の意識改革が、必要だと思います。 ・条例でポイ捨ての禁止等を決めることが良いが、根本的な解決方法は、幼い時からの家庭での教えや学校での教育であり、人間としてマナーが守れる教育をするような施策が大切だと思います。 ・何処にでも空き缶、たばこの吸い殻、紙屑等が多く、皆が気をつけて捨てるより拾うようにしたいものです。 ・特に汚い所として、美嚢川の堤防沿いの芝生に沿ったウォーキングロード、三木バイパスの小林の出入り口の信号で止まる所、幹線道路の南側の歩道の南側などがある。 ・特に、神鉄線が丘駅のロータリー近辺などでは、タバコの吸い殻のポイ捨てが目立 	<p>清潔で快適な生活環境の実現にむけて、市民や事業者と市が、力を合わせて取り組んでいく必要があり、効果のある施策、啓発活動等を実施したいと考えています。</p>

- つ。
- ・美観に关心のある人、まったく関心のない人がいると思いますが、まず自分たちの住んでいる所に愛着を持つ意味でも、1年に1回の義務である清掃活動を増やすべきだと思います。
 - ・条例を制定するだけではなく、本当に三木の町が美しい町になるよう、あらゆる努力をして頂きたいと思います。